平成２３年（フ）第４４号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
債務者　池田美和子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５２１号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目６番13号　リバーパーク上ノ町Ⅲ101号
債務者　片平　孝三
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
鹿児島県鹿児島市小原町34番12号
債務者　吉村　雅彦
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７３号
鹿児島県鹿児島市西陵４丁目３番11号　犬童正清方
債務者　犬童　晴代
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目34番６号　グリンハイツ．ソムタ402
債務者　下野　博子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市加治屋町16番15―703号
債務者　谷岡　　潤
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１号
秋田県由利本荘市西目町海士剝字海士剝下60番地
債務者　佐藤　大勇
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４号
秋田県由利本荘市本田仲町57番地　セゾンファミール202
債務者　髙橋　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第５１号
長野県安曇野市豊科田沢5612番地１　田沢団地Ｃ―101
債務者　窪田　達也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６４号
長野県松本市寿台３丁目11番Ｅ―15号
債務者　玉井　守保
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７２号
長野県松本市桐３丁目1178―３、住民票上の住所長野県松本市沢村２丁目13番17号　タナカ酒店内
債務者　児玉　勝弘
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目45番地の２　松下コーポ202号
債務者　仲眞ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番８―403号
債務者　仲泊　兼正
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目47番地の１　ロワ94―308号
債務者　岩本聖煥こと　李　　聖煥
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９号
福岡県直方市大字植木170番地６
債務者　真川奈穂子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１７４号
北九州市八幡東区枝光本町７番７―402号
債務者　古川美智子（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目６番４号、住民票上の住所宮崎県延岡市南一ケ岡５丁目７番３号
債務者　夏田　博子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部